

## 最上町内に事業所をお持ちの事業主の皆様へ

### 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置に係る 「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成金」の 申請費用を補助します。

#### ■対象者

最上町内に住所を有する事業所の事業主の方

#### ■補助対象費用及び補助額

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請に要する社会保険労務士等への事務手数料

(計画届に要する費用を含む。)

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を受ける場合のみが対象になります。

(令和2年4月1日～令和2年12月31日までの間に休業を実施した場合)

≪ 1社当たり上限40万円 ≫

#### ■補助金申請方法

ハローワークへの雇用調整助成金の申請後に、次のものを提出してください。

- ①「新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金」交付申請書
- ②雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給申請書の写し
- ③社会保険労務士等による助成金の支給申請事務の代行に係る報酬等の領収書の写し

※補助金交付申請書はホームページからもダウンロードできます。

申請期間：1月29日(金)まで

#### ■お問合せ先

≪申請先≫

〒999-6101 最上町大字向町 581 最上町産業振興センター

TEL:0233(43)2340 FAX:0233(43)2319

≪雇用調整助成金に関すること≫ ハローワーク新庄 TEL:0233(22)8609